制限区域(エプロンエリア)の持込禁止品・持込制限品・保管制限品

SRA持込禁止品 (別添1)

◆ 持込:不可

◆ 申請: N/A

◆ 持込不可







· · · 等々

鉄砲類等

刀剣類

殺傷性のあるもの

SRA持込制限品 (別添 2) ▶ 持込:可

◆ 申請:要

システムが完成するまでの間、

⇒ 別添申請書(Excel)により申請を受け付けます。

申請フローについて次ページをご参照ください。

- ◆ NAAへ下記事項を事前申請し、承認を得た場合のみ持込可。 (品目、数量、使用目的、使用期間等)
- ◆ SRA内に保管する場合、承認を得た者が保管場所の施錠や定期的な品数管理を実施。
- ◆ SRA外へ持ち出す場合、承認を得た者が「SRA外へ持ち出す制限品数+SRA内に保管する制限品=事前承認を得た制限品数」であることをが確認。







・・等々

ライター

ガソリン・燃料 灯油等

殺虫・動物駆除 スプレー

SRA保管制限品 (別添3)

◆ 持込:可

◆ 申請:不要

- ◆ NAAへの申請なしで持込可。
- ◆ 保管場所の施錠、使用前後の品数管理 (施錠が出来ない場合、監視カメラの設置でも可)
- ◆ 事業者にて管理を徹底 (必ずしもNAAが確認する必要はない)



工具類

SRA持込制限品の持込申請について

SRA持込制限品

の申請フロー

STEP 1 事業者にて「SRA持込制限品 持込申請書」を作成し、NAA(<u>avsec@naa.jp</u>)へ送付 件名:SRA持込制限品の持込申請書(会社名)

警備所



